

横浜市資事指令第5056号
令和5年12月5日

許可番号 第05620018385号

産業廃棄物処分業許可証



住所 神奈川県川崎市川崎区中瀬二丁目3番1号
氏名 株式会社 キタジマ
代表取締役 内藤 浩司 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 山中 竹春



許可の年月日
許可の有効年月日

令和元年5月1日
令和8年4月30日

1. 事業の範囲

中間処理

(1) 破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類

(2) 圧縮：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市鶴見区北寺尾七丁目8番36号

これは許可内容確認のために
発行する写しです。
株式会社 キタジマ

処理施設の概要

(1) 破砕1施設 1基 (11.04 t/日)

設置年月日：平成6年1月24日 許可年月日：平成13年2月1日

許可番号：810014

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上5種類

(2) 圧縮1施設 1基 (2.16 t/日)

設置年月日：平成17年12月28日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市鶴見区駒岡二丁目7番12号

処理施設の概要

(1) 破砕2施設 3基 (7.859 t/日)

設置年月日：平成18年1月23日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず 以上5種類

- (2) 破砕3施設 1基 (46.6 t/日)
設置年月日：平成26年 3月12日 許可年月日：平成25年11月13日
許可番号：10337
産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類
- (3) 圧縮2施設 1基 (360.45 t/日)
設置年月日：平成18年 1月23日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず 以上5種類

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市鶴見区駒岡二丁目13番24号

処理施設の概要

- (1) 破砕4施設 1基 (13.14 t/日)
設置年月日：令和元年 7月10日 許可年月日：平成31年 2月 5日
許可番号：10374
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類
- (2) 圧縮3施設 1基 (629.4 t/日)
設置年月日：令和元年 7月10日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類

3. 許可の条件

- (1) 神奈川県横浜市鶴見区北寺尾七丁目8番36号における中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は764.33m³以内とし、屋外において容器を用いずに積み上げることのできる高さは3.5m以内とする。
- (2) 神奈川県横浜市鶴見区駒岡二丁目7番12号における中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、211.45m³以内とする。
- (3) 神奈川県横浜市鶴見区駒岡二丁目13番24号における中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、159.51m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年 7月 1日 新規許可
令和元年 5月 1日 更新許可
令和元年 8月 1日 変更許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無